

令和 7 年 2 月 27 日

会員各位

公益社団法人福島県トラック協会
会 長 佐藤 信成

飲酒運転事故防止の徹底について

標記の件について下記のとおり飲酒運転事故が発生しました。当協会会員事業所から 4 年連続して飲酒運転に係る事故が続いており憂慮すべき事態となっております。

【新聞に報道された事故情報】

事故発生日⇒令和 7 年 2 月 21 日午後 6 時 25 分頃

事故概要⇒福島県内に営業所を置く会員事業者の大型トラックが上記時間に広野町上北迫字岩沢の国道 6 号線で酒気を帯びた状態で運転した疑いで逮捕されました。

同日午後町内で乗用車に追突する事故を起こして現場を離れた後、警察官から現場に戻るよう求められ、広野町に戻ってきたというものです。

飲酒運転の防止については「事業用自動車総合安全プラン 2025」において飲酒運転ゼロを目標に掲げ、本部並びに支部活動の中で様々な取り組みを実施しているところですが、飲酒運転案件が相次いで発生していることは業界に対する信頼の失墜に繋がることが懸念されます。

昨年 10 月から飲酒運転に係る行政処分が強化され、飲酒運転防止に係る「指導監督未実施・点呼未実施」の場合、初違反 100 日車、再違反 200 日車と処分量定が引き上げられています。

会員事業者の皆様におかれましては下記ポイントを参考に飲酒運転の防止の徹底について改めて徹底していただくようお願い申し上げます。

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（国土交通省告示第 1366 号）参照

1. 飲酒運転による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等の事例を用いて理解させること。
2. 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
3. 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣のある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

○この件の問合せ先⇒適正化事業部（小野）TEL024-558-7755（ガイダンス 2）